

令和4年度 ひやま観光推進キャンペーン実行委員会 入札参加者指名選考委員会規程

(設置)

第1条 令和4年度 ひやま観光推進キャンペーン実行委員会（以下「実行委員会」という。）における指名競争入札等の指名選考のため、実行委員会に令和4年度 ひやま観光推進キャンペーン実行委員会入札参加者指名選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目的及び所管事項)

第2条 委員会は、入札参加者の指名等を厳正かつ適正に行うため、工事又は製造の請負、業務の委託、物件の買入れその他の契約に係る指名競争入札及び随意契約（委員長が必要と認めるものに限る。）の参加者の指名選考等について審議する。

(組織)

第3条 委員会は、次の職にある者を委員として組織する。

- (1) 会長
- (2) 事務局長
- (3) 事務局次長

2 委員長は、会長を充てる。

(委員長の職務及びその代理)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、議事は、出席委員の全会一致によって決する。

3 委員長は、委員会の議事に必要な説明を行わせるため、契約等を所管する事務局員を説明員として委員会に出席させることができる。

(参加者の選考)

第6条 指名競争入札等に参加させるべき者の選考は、北海道が定める指名競争入札参加者指名基準（昭和55年2月1日付け局総第36号出納局長通達）等を準用し行う。

(書記)

第7条 委員会の議事を整理するため、委員会に書記を置く。

2 書記は、事務局員を充てる。

3 書記が委員会に出席できない時は、その都度、委員長が出席委員の中から指名する。

(指名（参加）業者選考調書の作成等)

第8条 書記は、委員会において指名競争入札等の参加者の指名選考等が行われたときは、その過程及び理由、議決の状況等を記録するとともに、指名（参加）業者選考調書を作成し、記名押印する。

2 前項の指名（参加）業者選考調書には、委員長が指名した出席委員がその内容を確認し、記名押印する。

3 指名選考等に要した資料及び第1項の記録は、書記が保管する。

(秘密を守る義務)

第9条 委員会に出席した者は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(委員長への委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、令和4年4月14日から施行する。

令和4年度 ひやま観光推進キャンペーン実行委員会
入札参加者指名選考委員会の運営に関する取扱い

令和4年度 ひやま観光推進キャンペーン実行委員会 入札参加者指名選考委員会規程に係る取扱いについて、次のとおり定める。

第1 第2条（目的及び所管事項）関係

「委員長が必要と認めるもの」とは、会計規程第31条において準用する北海道財務規則（以下「北海道財務規則」という。以下同じ。）運用方針第3節（随意契約）関係1（2）「契約の目的物が代替性のないものであるとき」の規定に基づく契約のうち予定価格（貸借の契約にあっては、予定貸借料の年額）が北海道財務規則第162条の2各号に定める金額を超える契約をいう（物品の賃貸借契約のうち前年度又は当該年度において、同一業者と同一内容の契約を締結している場合を除く。）。

なお、プロポーザル方式により受託者を選定する場合は、プロポーザルでの実施の可否、審査基準、プロポーザル審査会での受託者の決定方法、提案者の指名選考等を審議するものとする。

第2 第4条（委員長の職務及びその代理）関係

「委員長があらかじめ指名する委員」とは、事務局長とする。

第3 第5条（会議）関係

- 1 委員会の開催を必要とする事務局員は、委員長に開催を要請する。
- 2 委員長は、要請があった場合は、委員会を開催するものとする。
- 3 事業内容が専門的になるなど特別の事情があると委員長が認めるときは、当該事業の内容に精通した者を補助者として出席させることができるものとする。

第4 第6条（参加者の選考）関係

- 1 「指名競争入札参加者指名基準等」とは、北海道が定める指名競争入札参加者指名基準のほか、競争入札参加資格関係事務処理要綱（昭和48年4月2日付け局総第111号副出納長通達「競争入札参加資格関係事務処理要綱の制定について」）、業務委託事務取扱要綱（昭和50年3月25日付け局総第101号副出納長、総務部長通達「業務委託事務取扱要綱の制定について」）などをいう。
- 2 事業担当事務局員は、指名（参加）業者選考資料（別記様式1）を作成のうえ、要請するものとする。

第5 第8条（指名（参加）業者選考調書の作成等）関係

- 1 指名（参加）業者選考調書は別記様式2とし、随意契約の場合は「指名（参加）業者選考調書」を「業者選考調書」に改めるものとする。
- 2 委員長は、作成された指名（参加）業者選考調書により事業担当事務局員に通知するものとし、事業担当事務局員は起工決定書等に添付するものとする。
- 3 指名競争入札等の参加者の指名選考の過程及びその理由、議決の状況等については、当該指名競争入札等の参加者名の公表を行うときに、別記様式3により併せて公表するものとする。
- 4 第3項の書記には、委員長が出席委員の中から指名した者を含めない。

第6 委員会の庶務

委員会の庶務は、事務局において処理するものとする。